

答 申 書

1 はじめに

国民健康保険制度は、公的医療保険制度として、昭和 34 年の国民健康保険法施行以来、国民皆保険の基盤を支える重要な役割を果たしてきた。しかし、他の医療保険制度に比べて、被保険者の年齢構成が高いこと等により医療費水準が高く、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えていた。また、多くの市町村においては、毎年度、決算補てん等を目的とする多額の一般会計繰入が行われていた。

そこで、国においては、国保制度を堅持するため、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を成立させ、公費の拡充と国保財政運営の都道府県単位化を核とした制度改革を実施した。これにより、都道府県は、平成 30 年度から保険給付費等の財源として、市町村から国保事業費納付金を徴収することとなった。一方、市町村は、国保事業費納付金や市町村独自の事業を実施するために必要な国保税総額を算定したうえで、国保税率を決定することとなった。

本協議会では、平成 30 年度の水戸市の国民健康保険税について、国保税の収納率の向上や前年度からの繰越金の活用などにより、不足する財源を確保できる見込みであったことから、「税率を据え置くこと」との答申を行った。さらに、国保事業費納付金が増額となった場合等を除いて、「平成 31 年度の国保税率についても据え置くこととされたい」との意見を付した。

2 審議の経過

本協議会は、令和元年 8 月 2 日に、水戸市長から令和 2 年度水戸市国民健康保険税について諮問され、国保制度改革の概要、平成 30 年度の決算見込み等について説明を受け、その内容について協議した。

その後、令和 2 年度国保事業費納付金の仮算定額、必要となる国保税総額の試算結果の検証及び令和元年度の決算見込み等について審議した。

その概要は以下のとおりである。

(1) 国保事業費納付金の仮算定額と必要な国保税総額等の試算結果について

県全体の令和 2 年度国保事業費納付金（仮算定）は、約 735 億 8 千万円と、前年度と比べて約 128 億円の減額となった。これは、令和 2 年度の被保険者数の減少に伴い保険給付費が減額となる見込みであることに加え、平成 30 年度における県の決算剰余金を令和 2 年度及び令和 3 年度の国保事業費納付金の負担軽減に活用することとしたためである。

本市の国保事業費納付金の仮算定額は、60億5,224万9,233円と県から示された。これは、前年度（確定値）と比較して、約12億9千万円の減額である。この仮算定額をもとに試算した結果、令和2年度に必要な国保税総額は約41億3,665万円、これに対して、現行税率による国保税収納見込額は約47億3,400万円となり、現行の国保税率を据え置いても、必要な事業費等を賄える見込みとなった。

(2) 令和2年度の国保税率について

本市の令和元年度の国保会計の状況は、被保険者数が減少しているにもかかわらず保険給付費等が増加傾向にある。さらに、令和元年度の決算見込みは、前年度からの繰越金を控除すると赤字の見込みとなっており、制度改革の趣旨を踏まえ、早期の赤字解消を図る必要がある。

このため、令和2年度の本市の国保会計においては、剰余金が生じるとの試算結果となったが、市から、国保財政の改善及び安定的な事業運営を図るため「令和2年度の国保税率を据え置く」との案が示された。

これに対して、委員からは「県の運営が安定するまでの間、少なくとも限定的な減額措置が実施される令和3年度までは、税率を改正しない方がいいのではないか。」「税率を改正するよりも、まずは赤字を解消し、国保財政の健全化に取り組むべきと考える。」「非常に高額な医薬品が保険適用になっている。多くの被保険者がこれを使用した場合には、次年度以降の納付金が増額となる。被保険者の負担を軽減するためにも、財源を確保しておく必要がある。」などの意見が出された。

3 審議結果

県による国保事業費納付金の算定は今年で3回目となるが、未だ国保事業費納付金額の平準化が図られていない状況であると考え。また、限定的な減額措置に基づき国保税率を改正することは、制度の安定性を欠くことになる。そのため、引き続き、県の国保財政の運営内容を見極めるべきと考える。

一方、本市の国保財政は、令和元年度の形式的な単年度収支が赤字の見込みとなっており、引き続き厳しい状況である。このため、受益者負担の原則に基づき、剰余金等を活用して、赤字の解消と高額医薬品等の普及、拡大に伴う国保事業費納付金の増嵩に備え一定の財源確保を図り、国保財政基盤を強化する必要がある。

以上のことから、将来に向けて安定的な国保運営を推進するため、令和2年

度の国保税については、現行の税率を据え置くこととされたい。

4 附帯意見

- (1) 令和3年度の国保税率についても据え置くこととされたい。
- (2) 引き続き、国保税の収納率向上や交付金等の財源確保、特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化に努めること。
- (3) 県の国保財政の運営状況を注視し、健全化や効率化に向けた取組要請を行うとともに、国や県に対して市町村への支援を要望すること。